

# 国家戦略特別区域を定める政令の概要

平成 26 年 4 月  
内 閣 府

## 1 政令の趣旨

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、  
国家戦略特別区域を定める。

## 2 政令の内容

国家戦略特別区域は、以下 6 区域とする。

- ①千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに神奈川県の区域
- ②新潟県新潟市の区域
- ③京都府、大阪府及び兵庫県の区域
- ④兵庫県養父市の区域
- ⑤福岡県福岡市の区域
- ⑥沖縄県の区域

## 3 その他

この政令は、公布の日から施行する。

政令第 号

国家戦略特別区域を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに神奈川県の区域
- 二 新潟県新潟市の区域
- 三 京都府、大阪府及び兵庫県の区域
- 四 兵庫県養父市の区域
- 五 福岡県福岡市の区域
- 六 沖縄県の区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

国家戦略特別区域として、千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに神奈川県の区域等六区域を定める必要があるからである。

国家戦略特別区域を定める政令参照条文

目次

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）…………… 1

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

255 （略）

# 国家戦略特別区域及び区域方針（案）

平成 26 年 ● 月 ● 日  
内閣総理大臣決定

## I. 東京圏

### 1. 対象区域

東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区、神奈川県並びに千葉県成田市

### 2. 目標

2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。

### 3. 政策課題

- (1) グローバルな企業・人材・資金等の受入れ促進
- (2) 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
- (3) 起業等イノベーションの促進、創薬等のハブの形成
- (4) 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- (5) オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

### 4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<都市再生・まちづくり>

- ・ 国際的ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

<雇用・労働>

- ・ グローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受入れのための在留資格の見直し

<医療>

- ・ 外国人向け医療の提供【外国医師】
- ・ 健康・未病産業や最先端医療関連産業の創出【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 国際的医療人材等の養成【医学部検討、病床、外国医師、有期雇用】

<歴史的建築物の活用>

- ・ MICE に伴うアフターコンベンションの充実【古民家等】

<その他>

- ・ 法人設立手続の簡素化・迅速化（書類の英語対応や一元的窓口の設置等）

## Ⅱ. 関西圏

### 1. 対象区域

大阪府、兵庫県及び京都府

### 2. 目標

健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

### 3. 政策課題

- (1) 高度医療の提供に資する医療機関、研究機関、メーカー等の集積及び連携強化
- (2) 先端的な医薬品、医療機器等の研究開発に関する阻害要因の撤廃、シーズの円滑な事業化・海外展開
- (3) チャレンジングな人材の集まる都市環境、雇用環境等の整備

### 4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

#### <医療>

- ・ 再生医療等高度な先端医療の提供【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 革新的医薬品、医療機器等の開発【病床、外国医師、保険外併用、有期雇用】

#### <雇用>

- ・ ベンチャー企業やグローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】

#### <都市再生・まちづくり>

- ・ 国際ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

#### <教育>

- ・ 国際ビジネスを支える人材の育成【公設民営学校】

#### <歴史的建築物の活用>

- ・ 古民家等の活用による都市の魅力向上、観光振興【古民家等】



## Ⅲ. 新潟県新潟市

### 1. 対象区域

新潟県新潟市

### 2. 目標

地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業を実践するとともに、食品関連産業も含めた産学官の連携を通じ、農業の生産性向上及び農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点を形成する。あわせて、農業分野の創業、雇用拡大を支援する。

### 3. 政策課題

- (1) 農地の集積・集約、企業参入の拡大等による経営基盤の強化
- (2) 6次産業化及び付加価値の高い食品開発
- (3) 新たな技術を活用した革新的農業の展開
- (4) 農産物及び食品の輸出促進
- (5) 農業ベンチャーの創業支援

### 4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<農業>

- ・ 農地の集約・集積、耕作放棄地の解消【農業委員会】
- ・ 農業者の経営基盤の強化【農業生産法人、信用保証】
- ・ 6次産業化の推進【農業生産法人、信用保証、農家レストラン】
- ・ 食品の高付加価値化（食品機能性表示制度等の活用）

<雇用>

- ・ 農業ベンチャーの創業支援【雇用条件】

## IV. 兵庫県養父市

### 1. 対象区域

兵庫県養父市

### 2. 目標

高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題を抱える中山間地域において、高齢者を積極的に活用するとともに民間事業者との連携による農業の構造改革を進めることにより、耕作放棄地の再生、農産物・食品の高付加価値化等の革新的農業を実践し、輸出も可能となる新たな農業のモデルを構築する。

### 3. 政策課題

- (1) 耕作放棄地等の生産農地への再生
- (2) 6次産業化による付加価値の高い新たな農産物・食品の開発
- (3) 農業と観光・歴史文化の一体的な展開による地域振興

### 4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<農業>

- ・ 耕作放棄地等の再生【農業委員会、農業生産法人】
- ・ 農産物・食品の高付加価値化の推進【農業生産法人、信用保証、農家レストラン】

<歴史的建築物の活用>

- ・ 交流者滞在型施設の整備【古民家等】

## V. 福岡県福岡市

### 1. 対象区域

福岡県福岡市

### 2. 目標

雇用条件の明確化などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。

### 3. 政策課題

- (1) 起業等のスタートアップに対する支援による開業率の向上
- (2) MICE の誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出

### 4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<雇用・労働>

- ・ 創業後5年以内のベンチャー企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受入れのための在留資格の見直し

<医療>

- ・ 外国人向け医療の提供【病床、外国医師】

<都市再生・まちづくり、歴史的建築物の活用>

- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント、古民家等】

## VI. 沖縄県

### 1. 対象区域

沖縄県

### 2. 目標

世界水準の観光リゾート地を整備し、ダイビング、空手等の地域の強みを活かした観光ビジネスを振興するとともに、沖縄科学技術大学院大学を中心とした国際的なイノベーション拠点の形成を図ることにより、新たなビジネスモデルを創出し、外国人観光客等の飛躍的な増大を図る。

### 3. 政策課題

- (1) 外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備
- (2) 地域の強みを活かした観光ビジネスモデルの振興
- (3) 国際的環境の整ったイノベーション拠点の整備

### 4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

#### <観光>

- ・ 外国人観光客の入国の容易化（ビザ要件の緩和）
- ・ 入管手続の迅速化（民間委託等）
- ・ 外国人ダイバーの受入れ（潜水土試験の外国語対応）

#### <労働>

- ・ 海外からの高度人材の受入れ（ビザ要件の緩和）

<別紙>

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)における規制改革事項(※は、全国規模)
【病床】	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
【外国医師】	国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁 (一部※)
【保険外併用】	保険外併用療養の拡充
【医学部検討】	医学部の新設に関する検討
【雇用条件】	雇用条件の明確化
【有期雇用】	有期雇用の特例 (※)
【公設民営学校】	公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)
【容積率】	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し
【エリアマネジメント】	エリアマネジメントの民間開放(都市機能の高度化等を図るための道路の占有基準の緩和)
【旅館業法】	滞在施設の旅館業法の適用除外
【農業委員会】	農業委員会と市町村の事務分担
【農業生産法人】	農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和
【信用保証】	農業への信用保証制度の適用
【農家レストラン】	農家レストランの農用地区域内設置の容認
【古民家等】	古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など (※) (特区における特例措置である「歴史的建築物に関する旅館業法の特例」を含む)

## 国家戦略特区の指定に当たっての留意点及び当面の進め方について

平成26年4月25日

秋池 玲子

坂根 正弘

坂村 健

竹中 平蔵

八田 達夫

### 1、東京都の指定範囲などについて

- ・ 国家戦略特区に関する広域圏（東京圏及び関西圏）は、その指定範囲を「都道府県単位」とすることは、既に2月25日に閣議決定された「国家戦略特区基本方針」で決着済みであるが、民間有識者議員として、その重要性にかんがみ、3月28日の第4回諮問会議でも、その点を重ねて指摘した。
- ・ 現在の「区域を定める政令案」では、広域圏を構成する他の府県（神奈川県・大阪府・兵庫県・京都府）が全域指定されている一方で、東京都のみが、その指定範囲を「千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・江東区・品川区・大田区・渋谷区」の9区のみ限定している。
- ・ 東京都の日本経済全体に占める東京都の比重は極めて大きく、医療や雇用分野といった生活環境面での規制改革のポテンシャルを幅広く取り込んでいくためにも、特定の事業主体やプロジェクトに適用範囲を限定することなく、広域的に指定すべきであり、民間議員としては今回の指定はあくまで暫定的なものと認識している。政府として早急に、「東京都全域の指定」を目指し、そのための具体的なスケジュールを東京都と調整すべきである。
- ・ また、現在の9区を当面の指定範囲とするならば、各区から早急に、それぞれの政策テーマや想定される事業内容・規制改革事項等を聴取する必要がある。国家戦略特区は、これまでの地域に基づくボトムアップ型の特区に対し、国が自ら主導し国と地域の双方が有機的連携を図ることを特徴としており、東京都全域の指定に向けての課題についても共同して速やかに解決していくべきである。その観点からも、9区に限定することの検討経緯や、本制度における規制改革事項の初期メニューとの関連付けなどについての説明が望まれる。
- ・ なお、東京都は3月28日に再提案を行っているが、医療や雇用・労働分野の提案内容については、
  - ① 「病床規制の緩和」の適用対象を、外国人向けの自由診療に限定する（注：その場合、何ら規制は存在しないものと考えられる）、
  - ② 東京都内の指定区域のみ、「有期雇用の特例」の適用対象を、外国人に限定する

(注：有期雇用の特例は、既に全国規模で内外無差別に適用される予定である)、  
などとなっており、こうした分野について、東京都は提案内容の見直しを早急に行うよ  
う、要請したい。

- ・ 国家戦略特区の「区域の政令制定」に当たっては、法律上、「あらかじめ、国家戦略  
特区諮問会議の意見を聴かなければならない」と明記されており、東京都の指定範囲な  
どについては、これまでも民間議員としての意見を述べてきたが、次回諮問会議でも引  
き続き本件をフォローするとともに、下記2（区域会議の運営方針の作成）及び3（規  
制改革メニューの追加など）についても早急に審議すべきである。

## 2、区域会議の運営方針の作成について

- ・ 特区の区域指定後は、早速、特区ごとに「区域会議」を立ち上げることになるが、特  
に広域圏（東京圏・関西圏）については、関係自治体や関係（民間）事業者が多数に及  
ぶ可能性が高いことから、総合特区の「国と地方の協議会」の反省に立って、「国家戦  
略特区基本方針」にも記載されている「会議運営上の工夫」をきめ細かく行うことが求  
められる。
- ・ また、改革拠点としての特区も含め、それぞれの特区の運営が極端に異なることは避  
けるべきである。したがって、こうした運営上のポイントを「区域会議運営方針」とし  
て、特区ワーキンググループ及び諮問会議において早急に作成・決定し、その上で、こ  
れに基づいた区域会議の立ち上げを行う必要がある。主な具体的論点は以下のとおりで  
ある。
  - － 区域会議の本会議（大臣、首長等が本人出席）と、その下部組織（地域や特定事  
業・分野毎に設置するなど）の在り方
  - － 本会議の開催頻度、開催場所
  - － 本会議に実際に出席する関係自治体の在り方（都道府県単位での指定の場合は原  
則当該都道府県知事のみ、市町村単位での指定の場合は原則当該市町村長のみとす  
るなど）
  - － 関係自治体の意見集約の在り方（関係自治体協議会を設置した上で、代表者を選  
出するなど）
  - － 本会議に実際に出席する関係（民間）事業者、その意見集約の在り方（関係事業者  
協議会を設置した上で、代表者を選出又は委任するなど）
  - － 特に本会議における「区域計画に密接に関係を有する者」の在り方（地域における  
経済団体や金融機関の位置付けを含む）
- ・ こうした具体的論点を詰め、早急に運営方針を固めるためにも、特区ワーキンググル  
ープにおいて、今次6か所のそれぞれの区域の現状や考え方を、指定自治体から直ちに  
ヒアリングし、諮問会議に報告させるべきである。

### 3、規制改革メニューの追加、重点事項と改革スケジュールについて

- ・ 規制改革メニューの追加に向け、早急に検討を進めるべきことについては、第3回（2月21日）及び第4回（3月28日）の諮問会議において繰り返し、民間議員からの提出資料でも指摘しているところであり、第3回会議においては、安倍総理から「産業競争力会議、規制改革会議とも十分に連携しながら、日本経済の再生に向けて、真に効果ある規制改革に取り組む」ようにとのご指示があった。
- ・ また、その前提として、第2回諮問会議においては安倍総理より「この諮問会議では、いわゆる『岩盤規制』改革について、今後2年間の集中改革期間における、対象とする重点事項と、改革スケジュールなどの具体的な進め方について、速やかに検討を開始していきたい」旨のご発言があった。
- ・ したがって、これらの総理指示に基づき、「岩盤規制改革の重点事項と改革スケジュール」を早急にとりまとめるとともに、6月の成長戦略の改訂に向けた「規制改革メニューの追加」を迅速に行うべきである。